

【参考資料】

R P S 法策定過程の資源エネルギー庁と法制局とのやりとり
- 情報公開請求資料より -

1. 時系列順の整理

以下の資料は経済産業省側で作成したやり取りを記録した議事メモのようなもの

（資料のタイトル）

- 1 [RPS]法制局への初回説明後の参事官の感触（10月15日）
- 2 [RPS] 第2回法制局審査の概要（10月23日）
【2001年10月25日 第3回RPS小委員会】
- 3 [RPS] 第3回法制局審査の概要（10月31日）
【2001年11月19日 第4回RPS小委員会】
- 4 11月27日 河野部長と四部長の相談概要等
- 5 [RPS] 本日の法制局4部長説明の結果概要（11月29日）
- 6 [RPS] 四部長からの申渡事項等（12月4日）
- 7 [RPS] 法制局審査の概要（12月8日）
- 8 既存設備の取扱いに関する山本法制局第四部長と河野部長のやりとり（12月17日）
- 9 12月18日の四部長と次長との相談の結果概要
【2001年12月19日 新エネルギー部会で「基本線の合意」】
- 10 12月24日（月）の稲垣内閣法制局参事官の感触 12月24日
- 11 稲垣内閣法制局参事官のコメント（12月27日）
- 12 1月3日（木）・稲垣内閣法制局参事官のコメント
- 13 1月4日の4部長説明の結果概要

2. 内容別の整理

法制局からの質問事項抜粋一覧表

(by 四：山本法制局第四部長、by 参：稲垣法制局参事官)

	もろもろ	証書取引	設備認定、既存設備の扱い
10/15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務の本質がわからない ・ なぜ電事法改正でないのか(電事法は電源構成についてある電源を一定比率導入する等の義務を課している体系ではなく、RPS はある一定の電源構成を達成しようとする体系なので、体系が異なる) ・ COP との関係 ・ ・義務を課すからには達成可能でなければならぬ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証書は枝葉に過ぎない。実態的な義務を書くべきでは。 	
10/23	<p><u>二酸化炭素について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的は二酸化炭素対策なのか、新エネ促進策なのか(新エネがメイン、二酸化炭素削減はセカンダリー効果) ・ 二酸化炭素削減対策と本法の関係の整理をしてくれ。削減に資するというなら、それぞれの新エネについて二酸化炭素の観点でも資することを説明してくれ ・ なぜ自家発電を含めないのか理解できない ・ なぜ電力だけなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証書と電力取引をセパレートで行う場合の法制上の整理の仕方としては、肩代わりが適当なのか、それとも委託が適当なのか、どちらに近いのか検討してくれ。義務のエッセンスとも関連するが、本法が、国全体の目標量を割り当てる法律構成なら、肩代わりであろうし、事業者到新エネ導入責任があるから義務付ける法律構成なら、委託であろう。 ・ 義務の達成方法として、自ら新エネ電力を発生する方法と、長期相対で調達してくる方法と、市場スポットで調達してくる方法を制度的に組み込みたいのは理解するので、それぞれ条文上はどのように規定することとし、実態上はどのようにワークすることとなるのか、説明してくれ。 ・ 仮に証書と電力のセパレート取引が委託を整理する場合、容り法に準拠して、認定を受けなければならないこととするのだろう。他方、スポット取引の制度を本法に組み込むためには、認定を受けることができることとしておいて、認定発電者からの新エネ電力購入分は義務履行に当てることができることとするのも一案ではないか。 	
10/31	<ul style="list-style-type: none"> ・ なぜ今規制が必要なのか。1910万k lを達成するという目的を金科玉条のように説明するが、所詮審議会で作った目標に過ぎないのであって、これを理由に法的な規制をかけるというのでは説明にならない。 ・ 証書や肩代わり制度を使えば誰でも義務履行できるはず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肩代わりの際に二重譲渡などの不正が生じる恐れがあるため、その防止に証書を発行するというが、肩代わり等には大臣の承認が必要なことから、不正など生じないではないか。(注：当方は大臣承認を不要としたいため不正が生じる恐れがあり、証書が必要ということになる。が、備蓄法では大臣承認を必要とするためその場では反論せず) ・ 備蓄法の例(義務対象者間の肩代わり)を利用するのであれば、証書は不要だろう。 	

	もろもろ	証書取引	設備認定、既存設備の扱い
11/27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罰金について：数百億円の利潤を上げている電力会社に百万円の罰金としてみる意味がない。罰金がポイントだ。従量性の罰金だ。(いやそれは難しい) ・ 自家発電はなぜ義務対象外か(by 参) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (固定価格ではなくRPSで行きたいという)それはそうだと変動価格だな、市場があるな、証書買取義務だな。(by 四) 	
11/29		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本気で証書の市場売買をやりたいなら、商品取引所法の改正なりちゃんとやったらよい。そうでなければ本法と関係ないところで(法制局が関知しないところで)勝手に運用でやったら良い。 ・ 電源構成義務と言いながら、裏でマーケットでやろうという、よこしまな心でやるのはダメだ。 ・ 義務履行の確認のために証明書が必要と言うが、契約当事者の情報をつき合わせれば確認できるはず。 ・ 1kwhの誤差で制度が成り立たないということもなく、義務者もそれほど多くないので、証明書がどうしても必要だとは思えない。 ・ 法律には最小限のことを書くものだ。証書は不要である。(以上 by 四) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備認定はいるのか。電事法で電氣的な確性は得ているはず。 ・ 今回説明していない主要論点の一つに既存設備をどうするかがある。部長は既存設備も対象になる頭でいる。原課としてどうしたいのか決めてこい。(by 参)
12/4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家発除外について：了解(by 四) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律には最小限のことを書くべきだ。証書は不要である。どうしてもやりたいというなら法律の枠外でやるべし。(by 四) ・ 紙を持つ義務と書くと、その紙は有価証券なのか等の大議論になってしまい間に合わない。(by 参) ・ (電子証書だと対外的に説明しやすいと言う)そうかもしれない。(by 参) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (公布日以降とすることができるかとの質問に)過去の努力を無にするのはなかなか説明が難しい。個人的には過去数年のものまで対象にするといったほうがいい気がする。 ・ (既存設備を全て認めると例えば北電はマイナスの義務量となり、これではNPOとの関係でも議員との関係でも国会を通らないと言う)勧告で色をつける等工夫するしかないのでは。(以上 by 参)
12/8	<ul style="list-style-type: none"> ・ この案には賛成できない。この紙で四部長に上げるが8割がた通らないだろう。もしダメだと言われたらどうするかよく検討のこと。年内までにここを固めないことになり、そうするとA法案と同等の時間は割けない。(by 参) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務者の過去の努力を無駄にするのは了承できない(by 参)
12/17			<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の努力を無視することは憲法14条に抵触するのでできない。あくまでの形の上では平等になっていないとダメ。 ・ (公布日以降は全部対象、既存設備は97年以降のみ対象とする案について)途中から評価をする点において容認できない。既設と新設を同等に扱うことができなければ法制化は諦めるしかない。(by 四)

	もろもろ	証書取引	設備認定、既存設備の扱い
12/18	・「新エネ等」で地熱水力を含める		<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設の扱いを異にする必要性は理解したが、全く区別してしまうのは、憲法14条との関係で問題。(by 四) ・ (異にする措置として グレースピリオド型で終期を変えて調節する案)それは採れない。(by 次長) ・ (過去のを一定程度評価する案)係数をかけて調整してそれ引くということなら採れる。(by 次長、四) ・ (結論として 案を採用。ただし、過去のは97年以降に限定するのではなく一律の扱いにせざるを得ない様子。(By 次長)
12/24			<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ新エネ部は 義務量か既存設備分を抜く、既存設備分はコストが安い場合例えば7割評価をする、といているがどちらを優先させたいのか。(両方とも) ・ も もいっている論理は理解できた。 <p style="text-align: right;">(以上 by 参事官)</p>
12/27			<ul style="list-style-type: none"> ・ 経産省は、四部長と次長との話で 新規のみに義務を課し、既存分に割引率をかけるのは良いとされていたというが、本来義務量は目標量と同じであるべきであり、別々では条文にならない。義務量が新規分のみに対応すると、対象設備または導入電力は新規設備に対応したものとすべき。(by 参) ・ 新規分のみ義務を課すのは理解できない。新規既設を区別してコストを理由に後者をディスカウントするのはわからない。(by 四)
1/3	・ <u>経過措置について</u> ：7年間の経過措置というのは長すぎないか。(出発時点での義務事業者間の差異が大きいので義務率をそろえるためにはそれなりの期間が必要。設備投資の期間も長期に及ぶため)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 明日山本部長に上げるが、それは新規導入量のみを目標とする案ではなく、新・旧を含めた全体量を目標とする案でよいのか。(By 参) (その方向で調整を進めるしかないことだと考えている)
1/4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大枠はわかった (by 四) ・ <u>導入目標について</u>:なぜ2010年度の目標だけ定めるのか。普通はこんなものありえない。(by 四) 		